

令和5年度運営指導結果 サービス種別：短期入所生活介護

申請者名	事業所所在地	事業所名	実地指導日	文書による指摘の内容	指摘に対する是正状況	備考
香南香美老人ホーム組合	香南市	三宝荘短期入所生活介護	R5.11.28	1 届出している建物の平面図について、実態と相違していることが認められた。 2 短期入所生活介護計画が作成されていない期間がある事例が認められた。	改善中	
社会福祉法人大野見福祉会	高岡郡中土佐町	大野見荘	R5.11.30	1 当該事業所の居室を指定介護老人福祉施設の居室として使用していることが認められた。 また、管理者の変更について届け出ていないことが認められた。 2 運営規程に実態と相違する事項（従業員の員数及び利用料）が認められたので、是正すること。	改善済	
社会福祉法人カルスト会	高岡郡梶原町	特別養護老人ホーム梶原ふじの家	R5.11.21	なし		
津野山養護老人ホーム組合	高岡郡津野町	短期入所生活介護事業所（併設型）	R5.3.22 R5.3.23	1 運営規程に実態と相違する事項（その他の費用の額）が認められた。 2 介護報酬の額の算定に当たり、次の（１）及び（２）のとおり不適切な事例が認められた。 （１）看護職員の数が満たすべき数を下回っている期間があったにもかかわらず、看護体制加算（Ⅱ）を算定 （２）利用者の状態や家族の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急の必要性を認めた者でないにもかかわらず、緊急短期入所受入加算を算定	改善中	